

都市計画自転車駐車場整備に伴う 臨時自転車駐車場設置に係る説明会

**令和2年11月13日（金）
東久留米市**

説明会の流れ

- 1．都市計画自転車駐車場の概要について
- 2．臨時自転車駐車場（案）について
- 3．今後のスケジュール(案) について

1. 都市計画自転車駐車場の概要について

1.1 都市計画の概要

- 以下の2箇所の自転車駐車場を平成30年11月に都市計画施設として位置付け、令和元年8月に事業認可を取得しました。

種別	名称		位置	面積	構造 階層	備考
	番号	駐車場名				
駐車場	東久留米第1号	東久留米駅西口第1自転車駐車場	東久留米市本町一丁目地内	約0.08ha	地下一層 地上三層	・駐車台数（約1,000台）
	東久留米第2号	東久留米駅西口第2自転車駐車場	東久留米市本町一丁目地内	約0.05ha	地下一層 地上三層	・駐車台数（約800台）

1. 都市計画自転車駐車場の概要について

1.2 位置図



2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.1 位置図



2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.2都市公園条例の一部改正について

■都市公園法

（都市公園の占用の許可）

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

第7条 （中略）都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

7 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

■都市公園法施行令

（占用物件）

第12条 2 法第7条第1項第7号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

10 （中略）都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（中略）

2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.3 都市公園条例の一部改正について

「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、進めている自転車等駐車場の整備において、整備期間中の臨時の自転車等駐車場を西口北公園に設置するため、市として、都市公園法施行令の占用物件の規定に基づき、東久留米市都市公園条例で定める仮設の施設として、西口北公園に設ける自転車等駐車場を規定することといたしました。

2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.4-1 臨時自転車駐車場①

臨時自転車駐車場①

駐車台数：約240台（予定）

運営期間：令和4年度～令和5年度5月末まで（予定）

既存植栽：撤去（運営期間終了後、原状回復）

既存ベンチ：園内移設

単管パイプ柵（高さ1.2m）

整備予定地

単管パイプ柵（参考）



防犯灯

既存樹木（2本）：園内移植

市道2517号線

市道2147号線

三丁目

市道北公園

防火水塔

2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.4-2 臨時自転車駐車場①

臨時自転車駐車場①

駐車台数：約240台（予定）

運営期間：令和4年度～令和5年度5月末まで（予定）

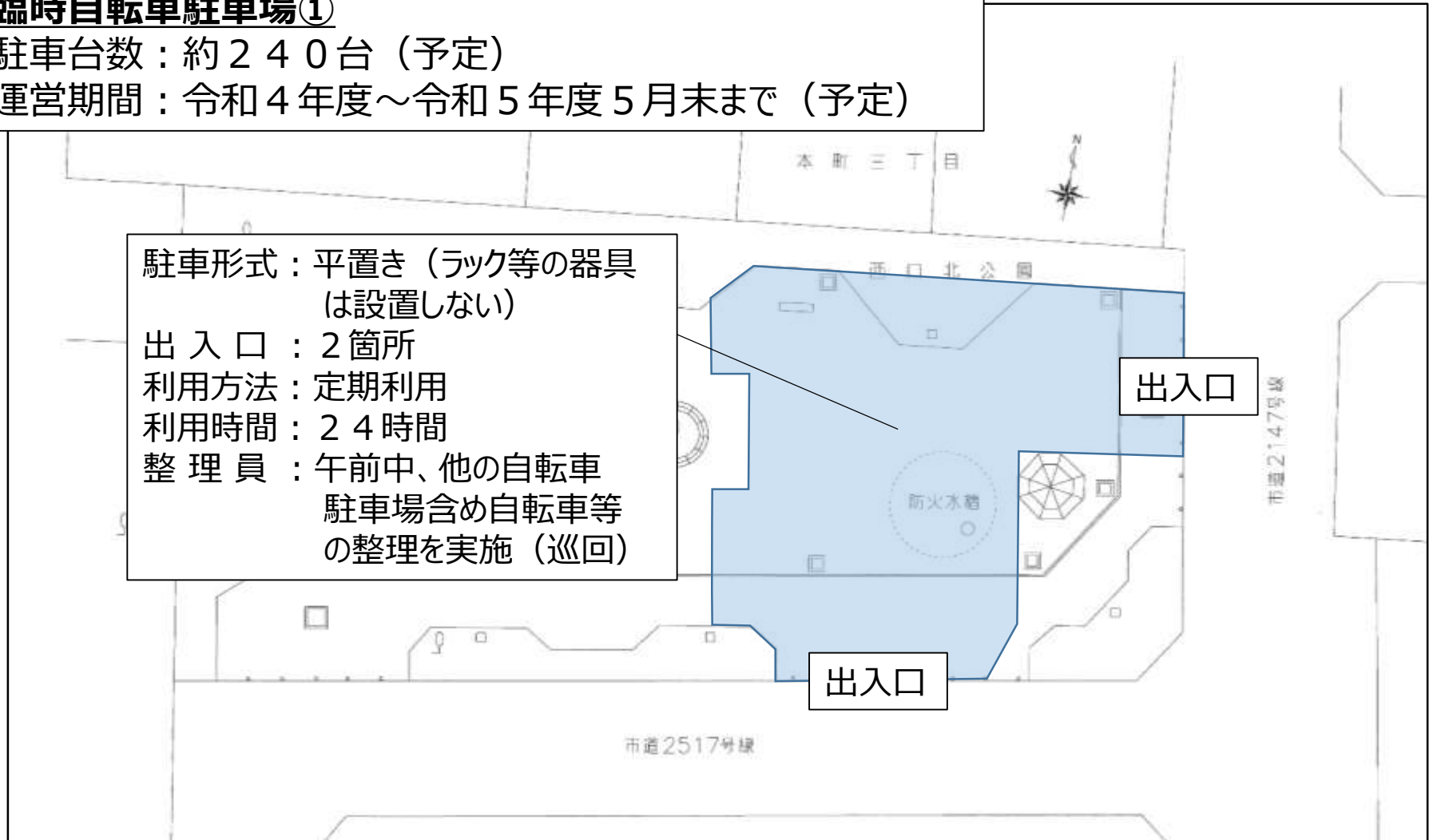
駐車形式：平置き（ラック等の器具
は設置しない）

出入口：2箇所

利用方法：定期利用

利用時間：24時間

整理員：午前中、他の自転車
駐車場含め自転車等
の整理を実施（巡回）



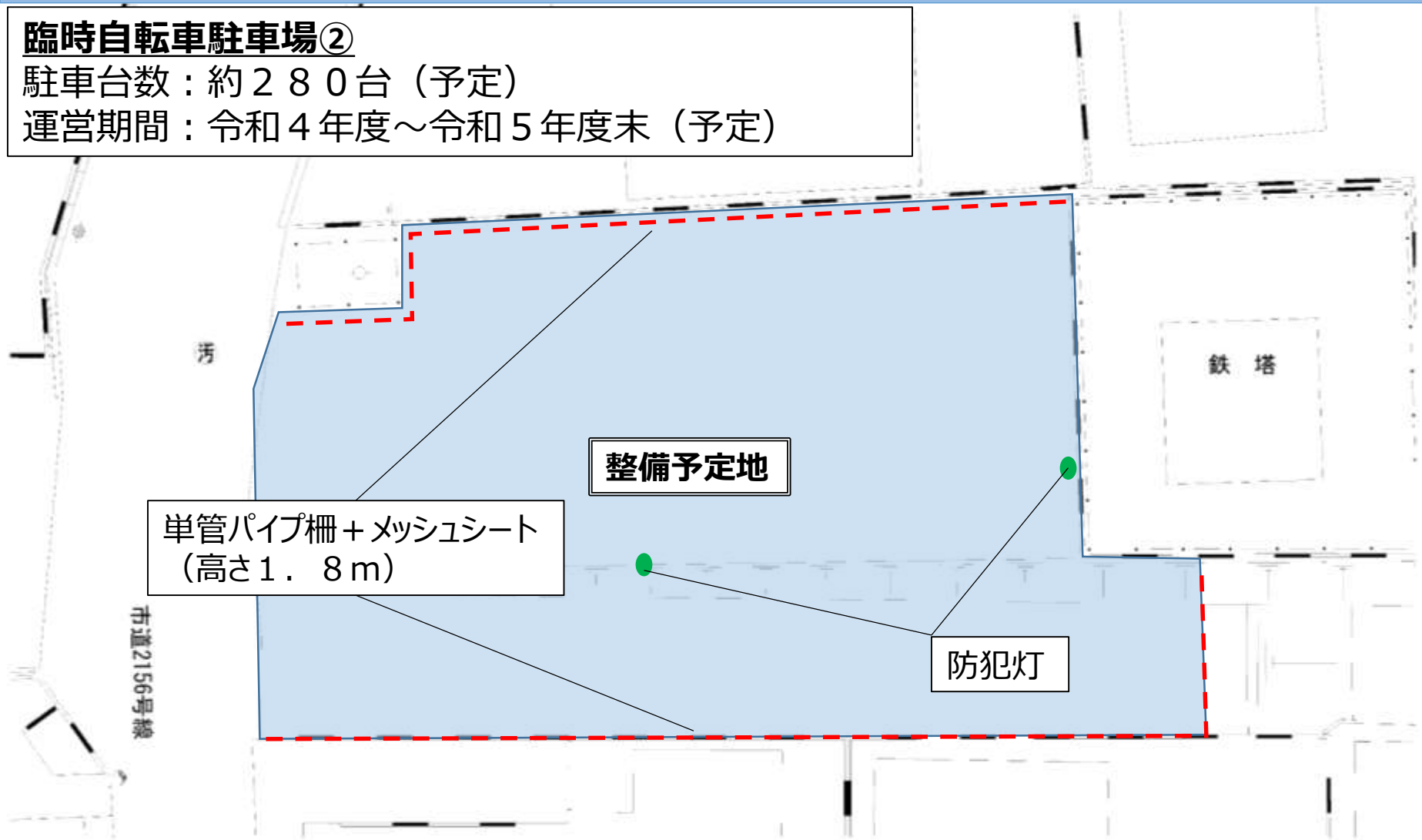
2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.5-1 臨時自転車駐車場②

臨時自転車駐車場②

駐車台数：約280台（予定）

運営期間：令和4年度～令和5年度末（予定）



2. 臨時自転車駐車場（案）について

2.5-1 臨時自転車駐車場②

臨時自転車駐車場②

駐車台数：約280台（予定）

運営期間：令和4年度～令和5年度末（予定）

出入口

駐車形式：平置き（ラック等の器具
は設置しない）

出入口：1箇所

利用方法：定期利用

利用時間：24時間

整理員：午前中、他の自転車
駐車場含め自転車等
の整理を実施（巡回）

鉄塔

市道2156号線

3. 今後のスケジュール（案）について

年度 名称	R3	R4	R5	R6
臨時①	自転車駐車場 整備 (R3.12月～)	運営	・運営（5月末まで） ・原状回復（7月中）	
臨時②	自転車駐車場 整備 (R3.12月～)	運営	運営	原状回復 (5月中)
西 1	整備事業者 契約締結	設計・建設	建設（5月中） 運営（6月～）	運営
西 2	整備事業者 契約締結	設計	設計・建設	運営

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

【自転車駐車場に関する事】

東久留米市役所 都市建設部 管理課 管理調整担当

T E L : 0 4 2 - 4 7 0 - 7 7 6 4

【公園・条例一部改正に関する事】

東久留米市役所 環境安全部 環境政策課 緑と公園係

T E L : 0 4 2 - 4 7 0 - 7 7 5 3